

意見書案第 3 号

再審法改正を求める意見書

このことについて、綾瀬市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 2 0 日提出

提出者	綾瀬市議会議員	福 田 久美子
賛成者	同	上 田 博 之
同	同	越 川 好 昭
同	同	古 市 正
同	同	三 谷 小 鶴
同	同	畑 井 陽 子

再審法改正を求める意見書

冤罪は、最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、我が国にとってはもちろん、地域住民の生命・財産を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題であるといえる。

ところで、冤罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。

しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。

このように、言わば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によってまちまちとなっており、再審請求手続の審理の安定した進行が制度的に担保されていない状況にある。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。

過去の多くの事例では、再審段階で明らかになった、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が、冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。

したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応により、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が必要である。

また、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、再審請求を行った方の速やかな救済が遅れる原因となっている。

しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。

そこで、再審開始決定という、言わば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めることは、法改正により制限するべきである。

よって、冤罪被害者を早く確実に救済するために、一刻も早く再審法を改正するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月20日

綾瀬市議会議長 齊 藤 慶 吾

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣 あて

(提案理由)

冤罪被害者を早期に救済し、その人権を守るため、再審法を改正することを求め、国会及び政府関係機関に意見書を提出いたしたく提案するものであります。